

## 平成 23 年経済センサス - 活動調査第 1 次試験調査の承認について（案）

平成 20 年 10 月 20 日  
総務省政策統括官室

## &lt; 概要 &gt;

総務省統計局及び経済産業省は、平成 23 年に実施予定の経済センサス - 活動調査の実施に先立ち、同調査の実実施計画の立案に必要な基礎資料を得るため、第一次の試験調査を平成 21 年 1 月に実施することを計画

統計審査官室としては、本試験調査の実施の必要性は認められるが、調査事項等について今後の課題を明確にすることが適当と考える。

なお、本試験調査の承認に当たっては、この計画を「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当するものとして取扱うこととし、今般統計委員会委員長にご相談し、ご了解を得たところ。

## 1 調査の目的

平成 23 年経済センサス - 活動調査第 1 次試験調査（以下「本試験調査」という。）は、平成 23 年に実施予定の経済センサス - 活動調査（以下「本体調査」という。）の実施に先立ち、以下の検討を行うことを目的としており、妥当であると考え。

## (1) 調査事項及び調査票

- ア 産業別経理事項等の調査事項の設定、把握単位及び記入上の取扱い
- イ サービスの提供先・契約先を把握する産業
- ウ 従業者区分及び就業時間換算の方法
- エ 調査票の種類及び様式（OCR 調査票の適否等）

## (2) 調査方法

- ア 新設事業所及び産業転換事業所の調査方法
- イ 調査期間（調査票記入期間）
- ウ 未提出調査票の回収（督促）方法

## (3) 調査事務

- 外部資源の活用方法

## 2 調査方法に係る主な審査事項

本試験調査は、調査関係書類の作成、調査票の配布・回収、照会対応、督促、記入内容の検査等を民間事業者へ委託することとしており、上記 1 - (3)に係る基礎資料を得るために必要な調査方法であると考えられるが、民間事業者を経由しない（地方公共団体を経由する等）調査方法との比較検証を行うなど多様な調査方法を検証する計画にはなっていない。

これについては、調査実施者の予算的制約及び地方公共団体の事務負担（平成 20 年 12 月 31 日現在で実施される工業統計調査との関係）を勘案すればやむを得ないと考えるが、本体調査においてはさらなる調査方法の多様化・複雑化が想定されることから、平成 21 年度に実施を予定してい

る第2次試験調査においては、本体調査により近い形で調査方法の検証を行うよう指導することとしたい。

### 3 調査対象に係る主な審査事項

本試験調査では、経営組織が「会社」（外国の会社を除く）で、複数の産業を営んでいる事業所を有するもの約1,800企業（事業所単位では約18,000事業所）を調査対象としている。

ただし、以下の産業は調査対象から除外することとしている（カッコ内は除外する理由）。

ア 製造業（同時期に実施する平成20年工業統計調査への影響を回避）

イ 電気・ガス・熱供給・水道業（業務記録からのデータ把握が可能）

ウ 複合サービス業（郵便局と共同組合のみで企業ヒヤリングの中で別途検討）

本体調査の対象は農林漁家、家事サービス業及び外国公務を除く全ての事業所・企業とすることを予定しているのに対し、上記業種を調査対象から除外していることについては、報告者負担軽減の観点等からやむを得ないとする。

### 4 調査事項に係る主な審査事項

基本的な調査事項・産業横断的な調査事項については、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）及び「平成23年経済センサス - 活動調査の実施計画策定に向けた課題と検討状況（中間取りまとめ）」（平成20年3月28日 経済センサス企画会議）の内容を踏まえたものであり、おおむね妥当であるとする。

しかしながら、産業別調査事項については、産業分類格付けに必要な調査事項（業種分類選択肢・商品別売上高等）や産業特性事項（主に既存統計調査から所要の調査事項を転記する等）によって構成されているが、産業連関表の精度向上に必要な投入構造の把握や、従産業の把握に係る調査事項が不足していると考えられる。これについては、総務省統計局及び経済産業省は、投入構造及び従産業の把握については、別途の調査研究を行い（委託研究を想定）、把握の可能性及び具体的な把握事項について検討することとしていることから、本試験調査で把握しないことについてはやむを得ないものの、調査研究の結果を踏まえ、第2次試験調査の調査事項には適切に反映させるよう指導することとしたい。

### 5 承認に際しての調査実施者に課すべき課題

上記を踏まえた課題は、以下のとおりであるとする。

- (1) 調査系統の多様化（地方公共団体・民間事業者を同時に経由）の可能性に係るさらなる検証
- (2) 投入構造及び従産業の把握の可能性及びそのための具体的な調査事項に係る検証
- (3) その他本試験調査を通じて得られた問題点の第2次試験調査への反映

### 6 本件承認の取扱い

本件は、先般指定された「経済構造統計」を作成するための調査に密接に関連する調査であることから、本件の承認に当たっては、「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」の1(2)に基づき、統計委員会に諮問する必要のない軽微な事項として取り扱うことについてご相談し、ご了解をいただいたところである。

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成19年10月5日  
統計委員会決定

- 1(1) 統計法施行令(昭和24年政令第130号)第1条の3及び統計報告調整法施行令(昭和27年政令第396号)第1条の2における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

他の法令の制定又は改廃、制度の改正等に伴い当然必要とされる事項の変更  
市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更  
ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的(定期的)変更  
特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更  
調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの  
集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更  
災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期  
実質的な内容変更を伴わない調査要綱(申請事項)の表現ぶりや調査票様式の変更

- (2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。
- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官(統計基準担当)から処理結果の報告を受けるものとする。

## 平成23年経済センサス 活動調査第1次試験調査の概要

## 目的

平成23年経済センサス 活動調査の企画立案に資するため、調査事項、調査方法等に関する基本的事項について実地の検討を行い、同調査の実施計画の立案に必要な基礎的資料を得ること

## 主な検討事項

- (1) 調査事項及び調査票  
産業別経理事項等の調査事項の設定、把握単位及び記入上の取り扱い等の適否  
サービスの提供先・契約先を把握する産業の適否  
従業者区分の適否及び就業時間換算方法の可否  
調査票の種類及び調査票（OCR調査票）の適否 等
- (2) 調査方法  
新設事業所及び産業転換事業所の調査方法  
調査期間（調査票記入期間）  
未提出調査票の回収（督促）方法 等
- (3) 調査事務  
外部資源の活用方法 等

## 概要

調査時期：平成21年1月目途

調査地域：全国

調査対象：民間企業（本社） 製造業、電気・ガス・熱供給業・水道業、複合サービス業を除く。  
（約1,800企業、約18,000事業所）

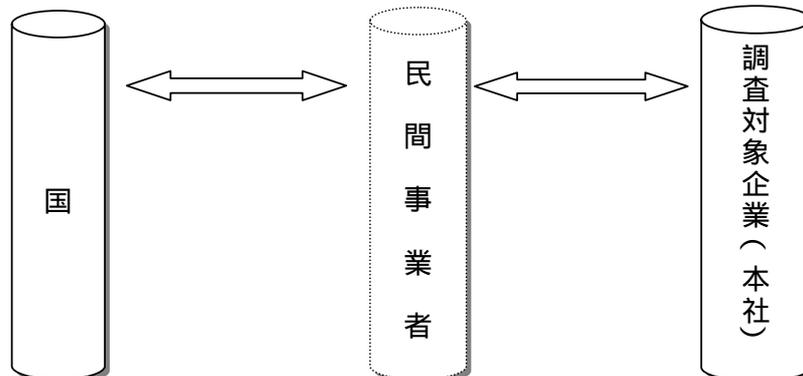
調査事項：＜事業所に関する事項＞

名称及び電話番号、所在地、開設時期、従業者数、売上高 等

＜企業に関する事項＞

経営組織、資本金、決算月、持株会社か否か、従業者数（常用雇用者）、  
土地・建物所有の有無、企業全体の売上高（総額及び産業別） 等

調査の流れ：



調査方法：本社一括調査

その他：調査企業へのアンケート調査を実施